

副
本

令和3年(行ウ)第200号 兼業許可申請不許可処分取消等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 東京都

処分庁 東京都教育委員会教育長


証拠説明書(4)

令和4年2月22日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告(代表者東京都知事)

被告(代表者東京都教育委員会・処分庁東京都教育委員会教育長)

上記兩名訴訟代理人弁護士 本多教義 

被告(代表者東京都知事)

指定代理人

同



被告(代表者東京都教育委員会・処分庁東京都教育委員会教育長)

指定代理人

同



略語は、被告答弁書の例による。

号証	標目	原・写	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第7号証	「兼業申請について」と題するメール	写し	令和2年8月27日	■■■■学校 経営支援センター支所 経営支援室 課長代理 ■■■■	原告の申請内容が決裁に堪えられないため申請書をいったん学校に返却する旨の連絡がなされたこと	
乙第8号証	兼業・兼職制度Q&A	写し	平成30年4月	東京都教育庁人事部職員課 服務担当	公務員が営利企業に従事することは原則として禁止されており、例外的に認められる場合は関係規程等によって判断されることを説明する際に、経営企画室長が原告に資料として渡したQ&Aの内容	原告に渡した部分は「総論」P1～4
乙9号証	新基本法コンメンタール教育関係法(2015年9月20日第1版第1刷発行)	写し	平成27年9月20日	株式会社 日本評論社	教育公務員特例法17条に基づく兼業許可が、地方公務員法38条1項に基づく兼業許可に関する特別規定であり、教育に関する他の職や他の事業、事務に従事する場合に限定して緩和したものと解されていること	

乙第10 号証	「RE：兼業申請 について [REDACTED] [REDACTED]」と題するメ ール	写 し	令和2年 10月2日	[REDACTED]学校 経営支援 センター 支所 経営支援 室 課長代理 [REDACTED]	申請に対する審査過程に おいて処分庁内部で留意 事項等の第3に基づく協 議・確認を行っているこ と	
------------	---	--------	---------------	---	---	--